2 1設計貨 第画物 三(フ 期)用 エ鉄 ー道 ズ建	四千三百二十六億六千万円		○・一	間十年の後の三据置十年期	七年
		払トコンサルタント分対サルタント部にる支ン	○・○一		
3 合(第衛オ二期)生デ改イ善シ計ャ州画総	千二百五十六億九百十七万円		○・三	間十年の後の三据置十年期	五年
		払トコンサルタント分対サルタント部にる支ン	○・○一		
4 都市タミ保健ル・強化ナド計画州	千二百五十六億三百五十七万円		○・三	間十年の後の三据置十年期	八年
		払トコンサルタント分対サルタント部にる支ン	○・○一		

総額　千七百四億五千四百万円

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千十六年三月三十一日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　S・セルヴァクマール

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司閣下

○厚生労働省告示第二百九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月二十日から適用する。

平成二十八年四月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第１部中「アクディームカプセル90mg　90mg１カプセル　26.20」、「アクディーム細粒10％　10％１ｇ　36.00」、「アクディーム細粒45％　45％１ｇ　102.30」、「アクディーム錠30mg　30mg１錠　13.80」、「アクディームシロップ0.5％　0.5％１mL　6.20」、「アクディームシロップ１％　１％１mL　8.10」、「エンピナース・Ｐカプセル9000　9,000単位１カプセル　10.50」、「エンピナース・Ｐ錠18000　18,000単位１錠　17.70」、「ノイチーム顆粒10％　10％１ｇ　44.00」、「ノイチーム細粒20％　20％１ｇ　75.30」、「ノイチーム錠10mg　10mg１錠　8.00」、「ノイチーム錠30mg　30mg１錠　17.50」、「ノイチーム錠90mg　90mg１錠　30.80」、「ノイチームシロップ0.5％　0.5％１mL　6.20」、「リゾチーム塩酸塩90mg錠　90mg１錠　5.60」、「レフトーゼ顆粒10％　10％１ｇ　56.90」、「レフトーゼ錠10mg　10mg１錠　9.70」、「レフトーゼ錠（30mg）　30mg１錠　22.90」、「レフトーゼ錠（50mg）　50mg１錠　33.20」及び「レフトーゼシロップ0.5％　0.5％１mL　6.60」を削る。

別表に次のように加える。

第５部　追補　(1)

内用薬

品名	規格単位	薬価円
（た）		
タルグレチンカプセル75mg	75mg１カプセル	2,797.90
（ほ）		
ボンビバ錠100mg	100mg１錠	2,790.00

注射薬

品名	規格単位	薬価円
（り）		
リクスビス静注用500	500国際単位１瓶（溶解液付）	57,744
リクスビス静注用1000	1,000国際単位１瓶（溶解液付）	114,279
リクスビス静注用2000	2,000国際単位１瓶（溶解液付）	226,162
リクスビス静注用3000	3,000国際単位１瓶（溶解液付）	337,159
（れ）		
レパーサ皮下注140mgシリンジ	140mg１mL１筒	22,948
レパーサ皮下注140mgペン	140mg１mL１キット	22,948

外用薬

品名	規格単位	薬価円
（け）		
ケンブラン吸入粉末溶解用100mg	100mg１瓶	7,378.30
（ぶ）		
プロボコリン吸入粉末溶解用100mg	100mg１瓶	7,378.30
（へ）		
ペンテイビス吸入液10μg	10μg１mL１管	2,386.50
（る）		
ルコナック爪外用液５％	５％１ｇ	997.80

○厚生労働省告示第二百十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年四月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

27	ラパチニブトシル酸塩水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3221から3223、3231から3233、3241、3242、3245及び3248
28	アビキサバン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月21日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2458
29	インフリキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月21日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	4042、4044、4045及び4047
30	ベキサロテン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年１月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3816、3817及び3829